

男女共同参画社会へ向けての啓発誌

しまねの

女と男  
ひとひと



あすてらす新館長からのごあいさつ  
平成12年度 県女性政策の概要

特集

# 女性の自立・男性の自立

～男女の真のパートナーシップ実現に向けて～

「自立」へのチャレンジ

レポート / 男女共同参画ヤングリーダー会議に参加して  
情報ライブラリーへ COME ON

こんにちは あなたの町の女性行政担当です!

お知らせ / 男女共同参画セミナー

加藤タキ講演会「いま、自分にできることは」～自分らしく輝いて生きる～

付録 / 平成12年度あすてらす事業計画予定

4

あすてらす

# あすてらす新館長からのお知らせ



新館長 下森華子

## 【プロフィール】

したもり・はなこ 会社社長として活躍するかたわら、日原町連合婦人会長、前県連合婦人会副会長等として婦人会活動の指導的役割を果たし、女性の地位向上に尽力している。一方、特別養護老人ホームの経営とともに介護ボランティア会を組織するなど高齢者福祉活動にも力を入れている。また、県教育委員をはじめとする数多くの審議会等の委員を務め、女性の意見を行政に反映すべく積極的に発言・活動をしている。

昨年4月に開館した  
島根県立女性総合センターあすてらすは、  
この1年間男女共同参画社会の実現に向けて  
様々な事業を行ってきました。  
このたび6月1日付で小松君江初代館長に代わり、  
下森華子新館長が就任しました。

この度、財団法人しまね女性センター「あすてらす」の初代小松君江館長の御勇退に伴い、はからずも館長の大役を仰せつかり、身の引き締まる思いであります。

皆様方の御期待に添うべく渾身の努力をいたす所存でございますので、何卒御指導賜りますようお願い申し上げます。

「あすてらす」は平成11年4月にオープンをいたし、男女共同参画社会の実現に向けた総合的支援拠点として密度の濃い様々な事業が展開されてまいりました。この1年間、多くの県民の方々の御支援と御熱心な参加を頂いておりますことを改めて認識し、あすてらすの果たす役割の重要性を痛感いたしているところでございます。

折しもミレニアムといわれる世紀の節目にあたり、今年6月5日から9日には「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマとした国連の特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催されました。国内では、昨年6月に男女共同参画社会基本法が衆参両院本会議で可決され、少子高齢化の進展をはじめ様々な社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女がお互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすことが急務と指摘されており、この実現が21世紀の最重要課題と位置付けられております。

こうした内外の動勢の中で、「あすてらす」では、平成12年度の事業内容として、県民のニーズに応えるべく一層充実したメニューを組み立てて活動を開始いたしております。特に女性の声が直接政策に反映出来る女性提言事業「しまね女性塾」を企画しておりますが、今年は「しまねの少子化を考える」をテーマに意欲的に燃える13名の応募者の方々<sup>ひと</sup>によって開催しており、その最終提言が期待されます。「女と男の変わろうセミナー」では、40名の定員のところに、50名を超える応募者があり、そのテーマへの関心の高さと学習意欲の旺盛さに感動いたしております。

その他、直接市町村に出かけて開催する「お届け講座」をはじめ、魅力的なテーマによる学習研修事業や、情報提供事業、交流事業などニーズに添った沢山の事業を計画しております。

今後一層「あすてらす」は皆様方から必要とされ、愛される女性総合センターとしてより内容の充実を図りながら豊かな男女共同参画社会の創造をめざして鋭意努力して参りたいと存じます。

何卒、県民の皆様方の積極的な御参加と「あすてらす」の多面的な御活用をお待ち申し上げます。

# 平成12年度●県女性政策の概要

## 県民課女性政策室

県では、「しまね女性プラン21」に基づき、男女共同参画に関する諸施策を総合的、計画的に推進しております。

今年度は、男女共同参画社会基本法を踏まえた、新しい「男女共同参画計画」を策定するとともに、

「審議会等への女性の参画推進」や「女性総合センター（あすてらす）の充実・強化」

を重点的課題として取り組みます。

## 女性行政の推進及び総合調整

### 1 男女共同参画計画の策定

「しまね女性プラン21」（H7年度～12年度）の次期プランとして、平成13年3月末を目途に、「男女共同参画計画」を策定します。

県民の皆様の御意見を幅広く伺うため、県内4地区で、意見交換会を開催します。

### 2 審議会等への女性の参画推進

審議会等への女性の参画率の数値目標（平成16年度末20%、平成22年度末30%）を達成するため、「審議会等への女性の参画推進要綱」の適切な運用を基本として、女性の人材育成、女性人材情報の整備及び円滑な提供などに努めます。県議会等への女性の参画率は、4月1日現在で16.2%です。

### 3 女性海外派遣事業（女性の翼）

女性の社会参加の促進と地位の向上を図るため、本県の女性を海外に派遣します。

派遣先 フィンランド・ドイツ

派遣期間 平成12年8月22日～8月31日

研修内容 男女共同参画、少子・高齢化対策、住民参加のまちづくりの視察、女性団体との交流、ホームビジット等

派遣人員 14名（団長、副団長、特別団員、公募による一般団員11名）

### 4 しまね女性ファンド事業

女性にとって豊かで住み良い地域づくりを推進するため、女性が自主的・主体的に企画実施する活動に対して、助成を行います。

#### 助成対象事業

- 「魅力ある地域づくり」を推進する活動
- 「次代を担う人づくり」を推進する活動
- 「男女共同参画社会づくり」を推進する活動
- 「水と緑豊かな環境づくり」を推進する活動

#### 申し込み受付期限

- 年間又は4～9月に実施する事業 2月15日
- 10～3月に実施する事業 8月15日

### 5 女性行政の総合調整

島根県女性政策推進本部（官民からなる52団体で構成）女性行政推進会議（審議機関）女性行政庁内連絡会議（庁内組織）、市町村女性行政担当課長会議などを通して、総合調整を図りながら施策推進に努めます。

## 女性総合センター（あすてらす）の管理・運営

女性総合センター「あすてらす」において、財団法人しまね女性センターに委託して各種事業を実施します。

調査研究事業 男女共同参画計画策定関連事業、しまね女性データブック作成  
啓発広報事業 マスメディアを用いた広報、啓発誌「しまねの女と男」の発行  
学習研修事業 しまね女性塾、男女共同参画セミナー、女性のための県政講座等  
交流事業 女性ネットワーク推進事業

# INDEPENDENT

## 特集 ✨ 女性の自立・男性の自立

### ～男女の真のパートナーシップ実現に向けて～

今回の特集のキーワードは「自立」です。このテーマは、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な前提でありながら、いまだ多くの課題を持つ古くて新しい問題です。そこで、当たり前のようであまり目立たない「自立」という語を手がかりに、男女の関係やその問題点について考えてみましょう。

文責：(財)まね女性センター 小川洋子

#### あなたは自立できていますか

##### ～「自立」の意味～

では、まず「自立」について具体的な例を想定してみましょう。次の、家族に関するクイズを考えてみてください。

#### QUIZ?

専業主婦の明日子さん(40)とサラリーマンの照夫さん(40)夫婦は、小学生の子ども2人との4人家族。まじめで仕事熱心な照夫さんは、残業続きで最近疲れ気味。一方、家計のやりくりだけでなく、これまで妻として家事や育児をすべて任されてきた明日さんは、下の子の小学校入学で自由な時間が出来たので、そろそろ何か始めたいなあと考えているところです。

**問** この夫婦のうち、「自立」しているといえるのはどちらでしょうか？  
(答えは最後に……)

まずは、わかりやすくするため「自立」の定義に立ち戻ってみましょう。

国語辞典によれば、自立とは、「他の経済的・精神的支配を受けず、自分の力で物事をやってくること」(『新明解国語辞典第五版』1997、三省堂)とあります。定義にしたがって、パートナーがいなくても「自

分の力でやっていけるか」という観点で、上記のケースを検証してみましょう。

#### 男性も女性も自立が課題

まず、照夫さんの場合を考えてみましょう。照夫さんは、家事・育児・家計のやりくりなど家の中のこと一切を妻任せにしてきています。何らかの理由で独り身になって、それらを自分で行う必要が生じた場合、果たして自分の力でやっていけるでしょうか。例えば、家事の中でも料理を行うためには、調理の技術、献立などを考える創造力に加えて、栄養のバランスや食材の状況を把握していることが問われます。これは、普段からやりつけている者にとってもなかなか難しいことです。また、育児や家計管理についても、相当な力量が問われる点で同様でしょう。離婚した時、妻に先立たれた時などは、そのような能力が求められるわけですが、実際に一人では生活が立ちゆかなくなる男性もいるのではないのでしょうか。したがって照夫さんの場合は、最も基本的な生活者としての自立を妨げられていると言えるでしょう。

明日子さんの場合はどうでしょう。パートナーがいなくなった時、一人でやっていけるでしょうか。専業主婦の明日さんがまず直面するのは、収入がないことです。しかもこの問題は、照夫さんが抱える問題に比べてはる

かに深刻です。

というのも、第一に、男性の生活自立は、たとえ身についていなくても経済的に保障されてさえいれば、様々なサービスを利用して何とかなるからです。けれども、女性はその経済的な部分で困窮する可能性が高いわけですから、より切実です。

第二に、男性の生活自立のためには、確かに学習が必要ですが、本人がやる気にさえなれば何とかなる話です。しかし、女性の経済的自立の場合には、たとえ本人が望んだとしても、それだけではどうにもならない問題があります。それは、特に一度専業主婦になるなどで仕事を中断した女性に顕著なのですが、自立に見合うだけの就業が困難だということです。

女性が担ってきた家庭での仕事は、アンペイド・ワーク(無償労働)であり経済的に評価されていません。これは、女性の行う仕事総体を経済的に高く評価しない風潮に結びついています。また、女性は意識の上でも現実でも家庭に縛られることが多いのが実状です。このため、家庭の外での労働経験が男性より少ない、あくまで家庭第一の補助的労務という意識が社会にも女性自身にも根強いという理由から、たとえ就業の機会が得られても、女性の労働は経済的に高く評価されにくいのです。これらの背景には、「男は仕事/女は家庭」という性別役割観が根強く残っていることが指摘できます。

付け加えておきますが、これまで述べてきたことは、必ずしも専業主婦を否定するものではありません。主婦の家庭での仕事は、もちろんとても大切なものですが、専業主婦を選択する自由と権利があることは誰もが認めることです。ただ、現在の税制、社会保障制度、雇用環境などの社会・経済情勢のもとでは、そのような選択をした場合に明らかに上記のようなリスクが存在するのです。

明日子さんと照夫さんのケースは夫婦の具体例の一つですが、先に挙げた「男は仕事/女は家庭」の性別役割観は、シングル男女の意識にも強い影響を与えています。そのことを考え合わせれば、女性の基本的な課題の一つには経済的自立が、男性の場合には生活者としての自立が挙げられるでしょう。

#### 真に豊かな生活をめざして

##### ～自立に向けての処方箋～

では、「自立」を実現するとどんな良いことが待っているのでしょうか。2つ挙げておきたいと思います。

一つ目は、自分自身の人生を社会環境やしきたり等にできるだけ縛られず自由に選び取れる、言い換えれば、自分らしく生きる可能性が広がることです。家族のため、会社のためと自分を捨てて尽くしても、自分や

周囲の満足が必ず得られるわけではありません。社会通念や慣習によって、無意識にであれ、周りの期待に沿うよう自分の進路を決めても、本当に自分自身の人生を生きていると言えるでしょうか。自立をステップに、自分を大切にすることによって、自身の人生は豊かになりそうです。そしてこそ、周囲の人たちの人生も豊かになっていくのではないのでしょうか。

二つ目は、本当の意味での男女のパートナーシップを築けるということです。性別役割分担が前提の男女の協力関係は、相互依存関係である上、男女不平等な序列関係を生じさせやすいという点で問題です。つまり、依存し合うことは、相手を思いやり相手の人生も豊かにしようという気持ちより、相手を単に便利な道具・手段とみなすような気持ちに陥らせる危険があります。けれども、男女の序列に関しては、夫婦が互いに納得し、その役割を認め合えば序列関係ではないという反論もあるでしょう。しかし、この考え方はあくまで夫婦の関係がうまくいっていることが前提です。先に述べたように、女性の労働の価値が低くみられることで、夫婦間にも序列意識が生まれやすいと言えます。そのため、食べさせてくれている方をたて、自己主張的な発言を抑える妻もまだまだ少なくありません。また最近では、そうした意識に根ざした夫から妻への物理的・精神的・性的暴力という深刻な問題も指摘されるようになってきているのです。さらにまた、一般に支配する側とみなされている男性にも、

一家を養っていくために仕事中心の生活にならざるを得ないつらさ、そのために家族と楽しむ時間を奪われ、家族から疎外されていくといった苦しさだっているかもしれません。大切なのは、男女が、互いに依存し合わず、互いに対等である、という自立を前提とすること、そして、家庭も仕事も地域の活動も共に担うという意識を持つことではないでしょうか。

「自立」の大切さはわかっていても、どうやって実行に移すかという、個々の状況によってその方法や達成までの道のりは様々です。具体的に実行するまでには、自身の心構えや周囲への説得も必要でしょう。願わくば明日から、いや今日からでも、自立に向けた第一歩を踏み出してみませんか。まずは、家事を一つ引き受けることでもいいし、就業セミナーへの参加から始めてもいいのです。それさえもすぐには難しいという人は、せめて自分は出来なくても、周囲の人たちの足を引っ張らず、その人たちに自立を勧め、応援するところから始めてみましょう。例えば、明日子さんと照夫さんの場合は、自分のパートナーの自立を応援すると同時に、子ども達が将来自立できるよう育て方をすることから、自らの自立が始まるかもしれません。自立のための第一歩は他者の自立を認めることから始まるとも言えるのです。

クイズの答：「どちらでもない」



# 「自立」へのチャレンジ

女性も男性もそれぞれが自立すれば、お互いにプラスになる関係が作れるはず。ここで自立に向けてチャレンジする2組の夫妻をご紹介します。自立することの大切さをそれぞれの感性で受けとめてみてください。

特集❁女性の自立・男性の自立

INTERVIEW



## 「曖昧だったことを文書化するとお互いの将来に向けて共通認識が生まれます。」

農業においては、農地や銀行口座を男性の名義にしているのが一般的なことや、本来ならば有償であるはずの仕事の場においても女性に無報酬の労働が担わされていることなどをみても、女性に対する経済的・社会的評価がなされているとは言えないのが現状です。現在、県内では親子間、夫婦間で48戸の農家が家族経営協定を結んでおり、農業においても仕事・家庭生活・地域活動などのそれぞれの分野で男女共同参画の意識は徐々に浸透しつつあるようです。



青木サチ子さん・青木幸信さん  
(津和野町在住)

年間100万人を超す観光客が訪れる津和野の町並みから車を10分ほど走らせると、ほたるの里と呼ばれる田園風景が広がります。ここで専業農家を営む青木さん夫妻は、昨年11月11日、結婚30周年の記念日に家族経営協定を結びました。

結婚当時は酪農中心の専業農家で、農地の名義は幸信さんの父親のものでした。役場に勤める幸信さんは、妻の将来の生活を考えると国民年金だけでは足りないと考え、農業者年金の加入を勧めました。農地を持たない妻が年金に加入するためには父との貸借関係を結ぶことが必要となります。幸信さんの父は地域の役員を長くしていたこともあって「嫁なんか」というような考えを持つ人ではありませんでした。こうしてサチ子さんは年金に加入し、はれて農業者としての正当な評価を受けようになりました。さらに、その後サチ子さんはメロン作りなどでためた資金と自分名義の借り入

れで50アールの農地を購入しました。

2年前、夫の幸信さんが長年勤めていた仕事を退職し、青木さん夫妻は念願の専業農家になりました。それまでは夫から土・日や朝晩の応援を受けて、自分を中心になって農業経営をしていたサチ子さんでしたが、専業となっはじめて経営の目標や方針をふたりで協議する必要性を感じました。「協定を結んだのは農業士として農村女性の地位向上を進めていかなければということもありました。私の場合は、亡くなった義父も夫も理解があったので自分名義の農地を持つことができました。でも、周りを見ても私のようなケースは珍しいでしょう。」本当に協定の締結が必要な農家のために道をつけていきたいという思いをサチ子さんは淡々と語ります。

「なかなか協定どおりにはいかないですけど、今後は家事なども労働時間に含んでいけるといい

ですね。忙しいだけの農業じゃなく夢を持ってふたりで楽しみたいですね。」声を揃えて語るふたりは、ものを育てる楽しさを共有しているようです。

とりわけ多くの無報酬労働を担っている農業女性にとって、経済的な自立が「真の自立」への大きな鍵となると思われます。青木さん夫妻のように、曖昧になりがちな口約束を協定書として文書化することが、女性の経済的な自立を促し、男性と対等に経営に参画していくきっかけとなりそうです。

### 家族経営協定

農業経営の近代化を促進し、女性や後継者が意欲的に農業に取り組める魅力的な農業経営を実現するために、家族員の間で経営方針、役割分担、労働時間、休日、労働報酬等を取り決めること

## 「自立のためには女性も男性もともに学ぶ場が必要だと思えます。」

介護は家族の役割だと考えがちな日本の社会において、家族が世話をするのが一番いいと言いながら、家事・育児そして介護は女の仕事、男には立派な仕事があるという性別役割分担が顔を出します。平穩に毎日の生活が送られていた共働きの家庭に、「家族の介護」という自分たちを取り巻く状況の変化が大きな波紋を投げかけます。誰が、どのように関わっていくか、今まで表面化していなかったそれぞれの「自立」が問われます。



永濱順子さん・永濱哲夫さん  
(横田町在住)

永濱さん夫婦は、地域の人たちが自由に意見を申し合える場として月1回「あくしゅの会」に参加しています。ふたりは会の代表としてこの2年間様々な問題に取り組んできました。

長年障害児教育に携わってきた順子さんが定年を前に退職したのは、哲夫さんの父の介護がきっかけでした。「徘徊したりする父を施設に預けることは考えてなかったですからね。定年も夫より先に来ることや、介護も自分の方が上手にできるし、「共に生きる」をモットーとした生き方を通したいとの思いで、自ら決意して退職して介護を始めました。」きっぱりそういう順子さんでしたが、介護は女の役目だからという気持ちがあったことは否めなかったそうです。

一方、哲夫さんは父親の介護をするために、昼休みに家に帰って食事の世話をし、夜は添い寝をしました。「自分の父親なのに妻が仕事を辞めて介護をすることにに対して申し訳ない、有り難いとい

た気持ちの反面、妻が介護するのは当たり前だと思っていなかったと言えば嘘になりますね。」と哲夫さんは語ります。

社会から切り離された疎外感から不機嫌になって苛立つ妻。介護する妻に「ありがとう」と言わなければならない場面にも言葉が出にくい夫。そこには、ふたりが外で自負をもって仕事をしてきたときにはあまり感じることもなかった心の負担がありました。「外で仕事をしていれば社会的に認められ報酬ももらえるのに。」こうなって初めて順子さんは家事や介護の社会的評価の低さを感じました。

父親の介護は2年で終わりましたが、その後、哲夫さんの単身赴任という事態が起こり、哲夫さんも家事の全てを自分でしなければならなくなりました。父親の介護によってお互いの意識のずれに気付いたふたりは、これをきっかけに何事もふたりでするのが原則だということを確認し合いま

した。以前は気が向いたら食事の後片づけを手伝っていた哲夫さんでしたが、今では気軽にしてくれるようになりました。「まだまだ決して積極的にとまではいかないんですよ。男性は今だに家事は女性の仕事だと思っています。女性も男性が変わるまで待っていては、いつまでも自立はできません。言葉や態度に出して自己主張していくことが大切だと思います。」

最近、ふたりは「あくしゅの会」で「女と男でつくる町」をテーマに、活発な意見交換をしています。「私たちがこうして地域の人たちと集まって勉強会をするのも、お互いの自立のためには、男性も女性もともに学ぶ場が必要だと感じたからです。こうして、よりよい人と人の関係を続けていくために学びながら、私たちは成長中なんですよ。」と語るふたりです。

## レポート

# 男女共同参画 ヤングリーダー会議に参加して

島根県連合青年団 監事 野津照己さん



2月14、15日の2日間、総務庁が主催した男女共同参画ヤングリーダー会議に参加しました。参加者は約百名の様々な分野の方たちで、青年団関係からの参加は、私のほかにも香川県、愛媛県がりましたが、年齢層も若干幅があったように思われました。

最初に上智大学教授の猪口郁子先生の「地域からの男女共同参画社会づくりに向けて」と題する講演がありました。講演の内容は、人間の生存に関わる脅威を予想して自らを守るための自己開発、自己実現をしなければならないという国際的視野からの人間の安全保障についてでした。また、企業、団体における男女共同参画の現状や問題点、政治、環境など多くの今日的課題をお話をしていただきました。その後、総務庁から国の取り組みについての説明があり、最後に参加者の皆さんとの情報交換会で1日目が終わりました。

2日目は、午前中に主要省庁からの男女共同参画に関する取り組みについて説明、質疑応答がありました。各省庁の取り組みについては、知らなかったことが多かつ

たと同時に、「私たちの組織の中でも取り組めるのではないか」と思えるものがあったように感じました。質疑はあまりにも時間がなかったために、参加者の方たちも残念に思われていたようでした。午後からは3班に分かれて班別討議が行われ、3人の方が事例発表をされました。岡山県、高知県から参加された方は、性教育をテーマに小学生に紙芝居をしたり、新聞の作成や講演会、女性の集いを開催し男女共同参画社会についての啓発活動をされているとのことでした。また宮崎県から参加されたラジオのDJの方は、番組の中で「男よ、意識を変えよう」というテーマでメディアを使った啓発活動の事例を発表されました。

この会議に参加して各省庁の方の話を直接聞くことができたことや都道府県の各組織での取り組みを聞いたことは非常に良かったと感じました。これまでも青年団として男女共同参画社会に向けて独自の活動を行ってきていましたが、私たちの組織でもやれるものを取り入れて活動を広げていきたいと思っています。

## 情報ライブラリーへ かも〜ん COME ON

あすてらす情報ライブラリーでは、女性と男性が互いに自立し共に支え合う社会を目指し、女性問題に関する図書や資料を中心に、児童書や一般書、啓発ビデオもそろえています。CD-ROMやインターネットを使った、広い範囲の情報の検索・収集も行っています。



すし、新たに雑誌も加わり、より多様な情報をご提供できるようになりました。

ライブラリー隣の調査研究室は、調査・研究・学習の場としてご利用いただけます。また、サポーターも大募集中です。ぜひとも一度お立ち寄りください。

### 【図書の貸出について】

冊数：1人5冊まで

期間：2週間まで

遠隔地の方には郵便貸出も行います

### 【ご利用について】

開館時間：火～金 9：00～19：00

土・日 9：00～17：00

休館日：毎週月曜日、国民の祝日、  
年末年始（12/29～1/3）

図書整理日（毎月最終日、整理日が上記休日  
と重なる場合はその前日）

お問い合わせ / TEL(08548)4-5557

メールアドレス asu-05@asuterasu.pref.shimane.jp

# こんにちは あなたの町の 女性行政担当課です!

出雲市総務部政策課

TEL.(0853)21-2211(代)  
内線 2122

出雲市では、本年4月、総務部政策課に男女共同推進係（男女共同参画の推進、女性の人権に関することなどを担当）を設置し、教育委員会生涯学習課女性政策係（平成9年4月に設置し、女性政策の企画、女性団体・グループの指導育成、女性のための学級・講座の開設などを担当）との連携を図りながら、男女共同参画によるまちづくりを進めていきます。

## 『男女共同参画による出雲市まちづくり条例』を制定

条例では、人権の尊重、自己決定権の確立、平等・対等な参画と責任の分担、個人の尊重と共同参画の4つの基本理念を基に、『男だから』・『女だから』といったジェンダーではなくて、それぞれの個性を重視し、『その人らしさ』を大切にすること、家庭、地域、職場において実現すべき姿、学習・啓発・意識改革により実現すべき姿をわかりやすく、具体的に描いています。

また、性別による権利侵害、セクシュアル・ハラスメント、暴力、虐待の禁止、積極的な啓発・学習促進、積極的改善措置の推進、男女共同参画推進委員・委員会の設置、苦情相談窓口の設置などを定めています。（条例の全文は、市長のホームページをご覧ください。）

今秋には、条例に基づき、総合的かつ具体的な施策を取りまとめた行動計画を策定し、男女の対等なパートナーシップによる真に心豊かで活力ある21世紀都市・出雲の創造を目指します。

## 出雲市働く婦人の家

講座の受講生を中心に結成された劇団『だいこん座』は、『セク・ハラ防止出前講座』を職場、地域で開催するなど、大活躍をしています。

## 出雲市女性センター

現在、利用者の会に登録されている団体数は121となり、『であい、ふれあい、かたりあい』の交流の場として、毎日にぎわっています。また、登録団体が、各種の講座・教室を企画・運営する『かわりばんこ講座』も好評です。



女性センターでの料理講座で男性も活躍

出雲市のホームページ

<http://www.web-sanin.co.jp/local/izumo/izumo.htm>

メールアドレス ... [izumo5@web-sanin.co.jp](mailto:izumo5@web-sanin.co.jp)

市長のホームページ

<http://www.web-sanin.co.jp/local/izumose/>

メールアドレス ... [mavor@web-sanin.co.jp](mailto:mavor@web-sanin.co.jp)

## あすてらすからのお知らせ

### INFORMATION

#### 男女共同参画セミナー

### 『いま、自分にできることは』

～自分らしく輝いて生きる～

講師 加藤タキ氏（あすてらす客員講師）

日時：7月20日（木）14：00～15：30

会場：あすてらすホール

定員：290名（入場無料）



#### 【プロフィール】

1945年東京生まれ。森村学園の初・中・高等科を卒業後、米国ポートランド・Jr. カレッジに留学し、卒業。海外のアーティスト、俳優のCM出演等のコーディネーターや通訳や講演、司会などもこなす国際的行動派。著書に『四十歳からをどう愉しんで生きるか』（海竜社）など。

講演の様子は隠岐合同庁舎にテレビ会議システムで中継します。



#### 島根県立女性総合センター

## あすてらす

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4（JR大田市駅西隣）

TEL:(08548)4-5500(代) FAX:(08548)4-5589

ホームページアドレス <http://www.asuterasu.pref.shimane.jp/>

#### 利用のご案内（誰でも気軽に利用できます！）

開館時間 / 9:00～19:00（貸し出し施設については21:00まで）

休館日 / 毎週月曜日・国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

[Back to the Top Page](#)

あすてらす